

新たな農地・水保全管理支払交付金

—地域の手で農地・農業用水や地域環境を守る取組を支援します—



はじめに

農林水産省では、平成19年度から「農地・水保全管理支払交付金」により、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上の取組に対し、支援しています。

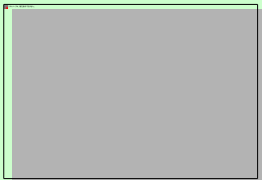
平成24年度からは、集落を支える体制の強化や仕組みの簡素化を図り、平成28年度までの対策として継続します。

また、老朽化が進む農地周りの水路等の施設の長寿命化の取組や、水質・土壌などの高度な保全活動への支援等を拡充しています。

このパンフレットは、地域の皆さんが「農地・水保全管理支払交付金」を活用して、活動に取り組んでいただけるよう、その仕組みを解説したものです。

地域共同による農地、農業用水、農村環境の保全活動の例

基礎的な保全活動の例



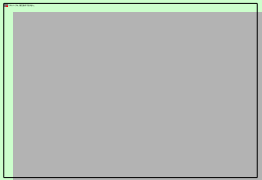
■ 点検・機能診断



■ 遊休農地発生防止



■ 水路の保全管理



■ 農道の保全管理



■ ため池の保全管理



■ 地域環境の保全

施設の長寿命化や水質・土壌の保全等の高度な保全活動の例



■ 農道舗装の補修



■ 水路の老朽化箇所の補修



■ 素掘り水路からコンクリート水路への更新



■ 水田湛水による地下水かん養



■ グリーンベルトの設置



■ 水田魚道の設置

1. 農地・水保全管理支払交付金の構成

農地・水保全管理支払交付金は、以下に示す、（１）共同活動支援交付金と（２）向上活動支援交付金から構成されます。

（１）共同活動支援交付金

以下の活動に対して支援を行います。

- ①農地、水路等の基礎的な保全管理活動
（水路の草刈り・泥上げ、農道の砂利補充など）
- ②農村環境の保全のための活動
（生物多様性保全、景観形成など）



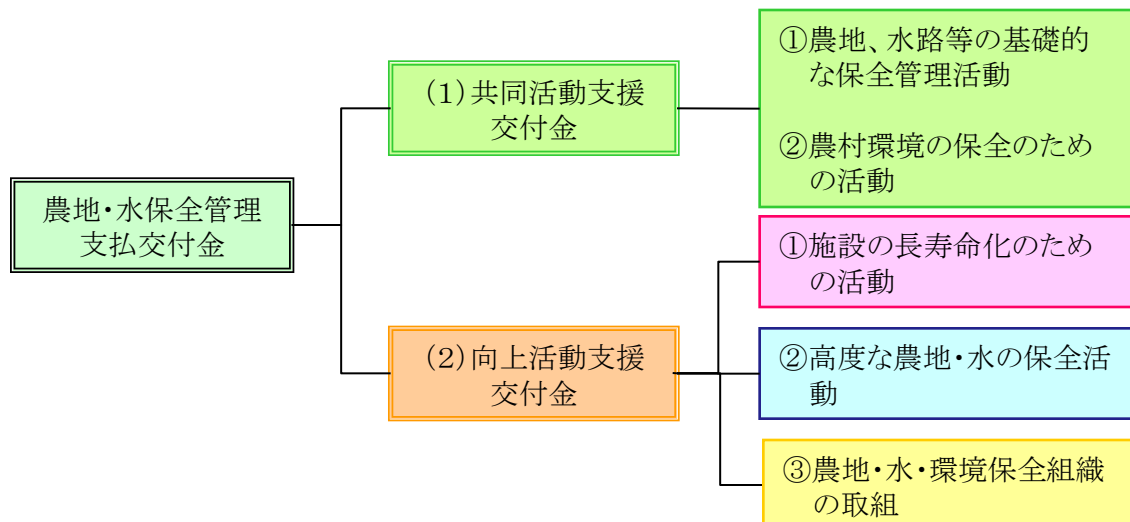
（２）向上活動支援交付金

以下の活動に対して支援を行います。

- ①施設の長寿命化のための活動
（農業用排水路等の補修・更新など）
- ②高度な農地・水の保全活動
（水質、土壌、地域環境の保全のための高度な取組）
- ③農地・水・環境保全組織の取組
（組織の設立、地域資源保全プランの策定など）



農地・水保全管理支払交付金の構成



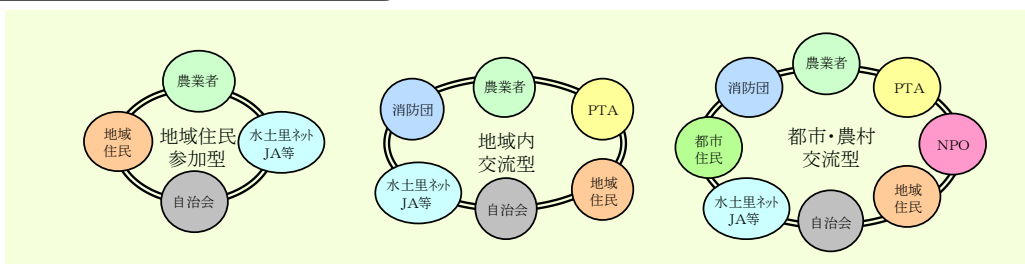
2. 支援の対象となる組織

農地・水保管理支払交付金を活用した取組を行うためには、以下に示す（１）活動組織、または（２）農地・水・環境保全組織のいずれかを設立する必要があります。なお、組織には農業者以外の構成員が参加することが必要です。

（１）活動組織

集落等の比較的小規模な単位で、個人の農業者に加え、地域住民、自治会、関係団体などの多様な主体が参画する組織です。

活動組織の構成例



（２）農地・水・環境保全組織

旧市区町村単位等の広域エリアにおいて、集落（活動組織）、土地改良区、地域の関係団体などから構成される、構成員間の協定に基づく組織です。組織設立等への支援を受けることができます。

【構成】

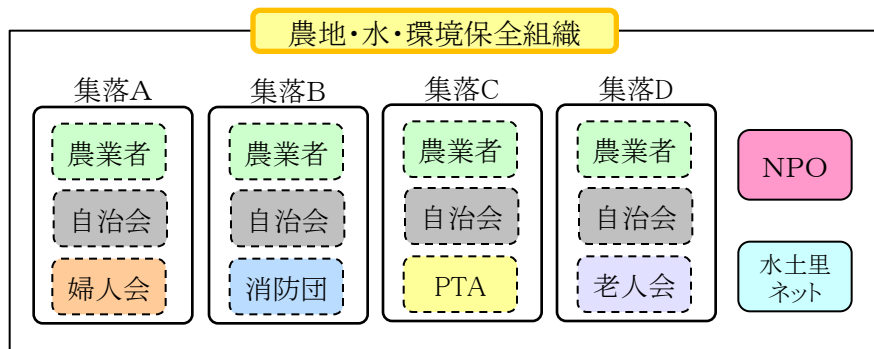
対象区域の農地・農業用水等の保管理活動を行う集落、NPO、地域の関係団体等複数の団体等から構成

【対象区域（面積）】

協定の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は協定の対象とする区域内の農用地面積が200ha以上（北海道にあっては、3,000ha以上）※

※都道府県が、別途、対象区域の条件を定めている場合があります。

農地・水・環境保全組織の構成例



3. 共同活動支援交付金の対象活動と支援単価

農地、水路等の資源の基礎的な保安全管理活動（①基礎活動）と、生物多様性保全、景観形成などの農村環境の保全のための活動（②農村環境保全活動）に対し、対象となる農地面積に応じて支援します。

対象活動と支援単価

(1) 対象活動

① 基礎活動

協定に位置づけた農用地、水路、農道等の資源を対象とする基礎的な保安全管理活動が対象です。「点検・機能診断」、「計画策定」、「研修」、「実践活動」から構成されます。

点検・機能診断



遊休農地の発生状況や施設の劣化状況等の確認

計画策定



点検・機能診断結果を踏まえた活動計画の策定

研修



技術力の向上や事務手続き等に関する研修の受講

【参考】

平成24年度から活動項目等を整理・統合しています。

基礎活動：94項目→23項目

農村環境保全活動

65項目→29項目

実践活動



耕作可能な状態への農地の保安全管理



漏水箇所の目地補修等による水路の保安全管理



砂利の補充等による農道の保安全管理



堤体の草刈り等によるため池の保安全管理

【実践活動の例】

② 農村環境保全活動

生物多様性保全、景観形成などの農村環境の保全を図るための活動が対象です。

「計画策定」、「啓発・普及」、「実践活動」から構成されます。

計画策定



地域の農村環境の保全に向けた計画策定

啓発・普及



地域住民との交流活動や広報等による啓発・普及

実践活動



水質調査等による農業用水の保全



グリーンベルトの適正管理等による農地の保全



植栽による景観形成等による地域環境の保全

【実践活動の例】

(2) 支援単価

新規地区（基本単価）

	都府県	北海道
田	4,400円/10a	3,400円/10a
畑	2,800円/10a	1,200円/10a
草地	400円/10a	200円/10a

継続地区※

基本単価の7.5割を上限

- ・ 上表は、国と地方公共団体の合計額
- ・ 交付額は、上表の単価に交付対象農用地面積を乗じて算出

※ 5年以上共同活動支援交付金に取り組んできた地域又は、向上活動支援交付金に取り組む地域

4. 向上活動支援交付金の対象活動と支援単価

4-1. 施設の長寿命化のための活動

老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動に対し、対象となる農地面積に応じて支援します。

対象活動と支援単価

(1) 対象活動

水路、農道などの施設の老朽化部分の補修や、機能維持のための更新等の活動が対象です。

(2) 支援単価

	都府県	北海道
田	4,400円/10a	3,400円/10a
畑	2,000円/10a	600円/10a
草地	400円/10a	400円/10a

- ・上表は、国と地方公共団体の合計額
- ・交付額は、上表の単価に交付対象農用地面積を乗じて算出

補修



農道舗装の補修

【活動例】



老朽化した水路のコーティング等による補修

更新等



素堀り水路からコンクリート水路への更新

【活動例】

復旧活動支援交付金

東日本大震災等の被災地域において、水路の補修等の取組を支援します。

支援単価：施設の長寿命化のための活動と同額

4-2. 高度な農地・水の保全活動

水質、土壌、生物多様性等の地域環境の保全に資する高度な保全活動に対し、取組内容、対象となる農地面積に応じて支援します。

対象活動と支援単価

(1) 対象活動

水質、土壌、生物多様性等の地域環境の保全を行うもので、専門家の指導など高度な技術が求められる活動が対象です。

(2) 支援単価

	都府県	北海道
田	500/1,000/1,500/2,000 円/10a	500/1,000/1,500 円/10a
畑	500/1,000/1,500 円/10a	500/1,000 円/10a
草地	—	—

- ・上表は、国と地方公共団体の合計額
- ・交付額は、活動組織の場合、1組織当たり200万円を上限
農地・水・環境保全組織の場合、1集落当たり200万円を上限

農業用水の保全



給水栓・取水口の自動化等

【活動例】

農地の保全



グリーンベルト設置による土壌流出防止

【活動例】

地域環境の保全



カバープランツ（地被植物）の設置

【活動例】

【対象となる活動の例】

- ・循環かんがいによる水質保全
- ・浄化水路による水質保全（水路への木炭等の設置）
- ・地下水かん養
- ・持続的な水管理（末端ゲートの自動化等）
- ・土壌流出防止（グリーンベルト等の設置）
- ・ため池利用による洪水調節
- ・生態系の回復（水田魚道、水路魚道、ワンド、ビオトープ等の設置）
- ・水環境の回復、水田貯留
- ・持続的な畦畔管理（カバープランツの設置）等

4-3. 農地・水・環境保全組織の取組

旧市区町村単位等の広域エリアにおいて農地・農業用水等の資源と地域環境の保全を行う「農地・水・環境保全組織」に対しては、その設立及び地域資源保全プランの策定を支援します。

支援内容と支援単価

(1) 支援内容

【活動組織の広域化、体制強化】

農地・水・環境保全組織の設立等の際に必要な経費を支援します。

【地域資源保全プランの策定】

農業施設の劣化状況の把握等により、施設の長寿命化対策の計画的な推進等を図る「地域資源保全プラン」の策定を支援します。

(2) 支援単価

対象活動	支援額
活動組織の広域化、体制強化	40万円/組織
地域資源保全プランの策定	50万円/組織



施設の状況の把握

5. 活動の手順

活動の手順は以下の通りです。

① 組織の設立

↓ 活動を実施する組織を設立します。(2ページ)

② 計画の策定

↓ 地域で取り組むそれぞれの活動の計画を策定します。

③ 申請書類の提出

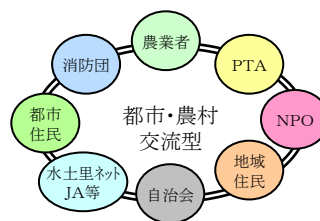
↓ 市町村と協定を結ぶなどの手続きを行い、組織から地域協議会又は都道府県へ申請を行います。※

④ 活動の実施

↓ 交付金を受け、計画に基づき、活動を実施します。

⑤ 活動の記録・報告

日々の活動の作業内容や金銭の収支等を記録します。
当該年度の記録をとりまとめて報告書を作成し、市町村に提出します。



※ 申請に関する詳細については、最寄りの市町村にお問い合わせください。

農地・水保全管理支払交付金に関するQ & A

(Q1) 共同活動支援交付金を受けるためにはどのような手続が必要ですか？

(A) 共同活動支援交付金を受けるためには、まず活動組織等を設立して下さい。その上で、活動の計画を作り、市町村と原則5年間の協定を結び、地域協議会等に申請して下さい。

(Q2) 向上活動支援交付金（施設の長寿命化のための活動または高度な農地・水の保全活動）だけ取り組むことは可能ですか？

(A) 共同活動支援交付金を受けずに向上活動支援交付金（施設の長寿命のための活動または高度な農地・水の保全活動）に取り組むことは可能です。その場合、中山間地域等直接支払の集落協定を締結していること、これまでに共同活動支援交付金の取組を行い引き続き地域共同で水路・農道等の保全管理を適切に行うこと、又は地域共同による保全管理活動に係る計画（地域資源保全管理計画書）を策定することが必要です。

(Q3) 平成24年度から仕組みを簡素化したとのことですが、どのように変わったのでしょうか。

(A) 共同活動支援交付金の活動項目を整理・統合したほか、申請・報告書類の軽減等を図っています。（活動組織の5年間の書類の作成枚数を従来の1／3程度に削減）

(Q4) 農地・水・環境保全組織を設立するメリットとはどのようなものでしょうか。

(A) 農地・水・環境保全組織の設立により、①複数集落の事務作業の一本化により事務負担が軽減される、②まとまった額の交付金が得られるため重点的な活動ができる、③地域資源保全プランの策定への支援を受けることができる（P5参照）、④農業基盤整備促進事業などの事業主体となることことができる、などのメリットがあると考えています。

(Q5) 平成25年度から向上活動支援交付金（高度な農地・水の保全活動）に追加された事業メニューはどのような内容でしょうか。

(A) 農地集積が進展していく中、農地・農業用水等の管理作業を集落で持続的に担うための環境を整備するため、水管理の省力化（水利施設の自動化）や畦畔管理の省力化（カバープランツの設置等）に資する取組を支援します。

関連情報はホームページでも詳しくご覧いただけます
農林水産省 農地・水保全管理支払交付金について
http://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/nouti_mizu/index.html

【お問い合わせ先】

〇〇農政局 農地整備課 農地・水保全管理室 （電話）〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

農林水産省 農村振興局 農地資源課 農地・水保全管理室

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 （電話）03-6744-2447